

国分寺市高齢者等紙おむつ等支給事業をご利用のみなさまへ

1 申込み方法

申請書は下記申請場所にあります。必要事項をご記入の上、利用者、または、家族の方がご提出ください。

申請に必要なもの	紙おむつ等購入のレシートまたは領収書（レシート等がないときは担当ケアマネジャーが作成した「おむつ確認書」に代えることができます。）
申請場所	・高齢福祉課 ・地域包括支援センター（もとまち・こいがくぼ・ほんだ・ひよし・ひかり・なみき）
注意事項	①申請時に必要なレシート等は「常時紙おむつ等を使用する必要がある方」を確認するためです。 申請前に購入した紙おむつ等代についての助成等はありません。 ②入所、入院中は申請できません。

2 支給限度額と利用者負担額

1ヶ月9,000円が支給限度額です。支給限度額内の利用金額の10%が利用者負担となります。

支給限度額以上のご利用も可能ですが、支給限度額を超えた額については全額利用者負担となります。

※利用金額と負担額の例

	利用金額	利用者負担額	利用者負担額の内訳	
			10%負担	超過額
例①	7,800円	780円	780円	—
例②	9,800円	1,700円	900円	800円

3 支払方法

利用者負担金は、配達時に配達員へ直接お支払いください。その場で領収書をお渡しします。
郵便振替もご利用いただけますので、直接業者へお問合せください。

4 商品の変更や配達に関すること

株式会社アベ・サプライが、月1回、商品をご自宅へ配達します。
その際、配達確認のため受領書に押印またはサインが必要になります。

次のような時は、毎月20日までに委託業者へ電話連絡してください。

●商品の変更 ●配達一時休止（入院・ショートステイなど） ●配達の再開

*配達の休止期間が連続6ヶ月を超えると再申請が必要です。
*一度お届けした商品の交換や引取りは、できません。

5 受給を止めるとき

下記、①～③の場合は受給資格がなくなり、配達中止となります。高齢福祉課へご連絡ください。

①介護認定で要介護度が3・4・5に該当しなくなったとき。

②入院、または特別養護老人ホーム・グループホーム・有料ホーム等に入所し、居宅ではなくなったとき。

③市外に転出、または死亡したとき。

《 商品の問合せ・変更等 連絡先 》

（株）アベ・サプライ

電話（フリーダイヤル） 0120-125-027

携帯電話からは 042-331-7070

受付（月～金） 午前9時～正午、午後1時～午後5時
（休業時間 正午～午後1時）
※祝日、年末年始は除く

国分寺市高齢者等 紙おむつ等支給事業のご案内

国分寺市では、居宅で生活している要介護3以上で紙おむつ等が必要な高齢者等の方に紙おむつ等を支給しています。

【 支給の対象となる方 】

*以下の4項目のすべてに該当される方が対象となります。

- ① 国分寺市民であって、居宅で生活している方
（入院中の方、グループホーム・有料ホーム等に入居されている方を除きます）
- ② 満40歳以上の方
- ③ 介護保険で要介護3・4・5のいずれかの方
- ④ 常時、紙おむつ等を使用する必要がある方



〈 制度に関する問合せ先 〉

高齢福祉課 ☎ 042-312-8637
受付（月～金） 午前8時30分～午後5時



国 分 寺 市

令和7年度